

狛江市旧狛江第四小学校跡地利用庁内検討委員会の設置について

1 目的

旧狛江第四小学校（以下「旧四小」という。）を含む多摩川住宅地区は、平成29年9月に一団地の住宅施設を廃止し、地区計画へ移行した。その後、多摩川住宅二号棟において建て替えの検討が進められ、計画案が一定程度まとまり、令和3年5月に地区計画を変更した。これを受けて、令和3年狛江市議会第3回定例会で「狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正案を提出し、可決された。

この多摩川住宅二号棟の建て替えに向けた検討の動きに併せて、市としても公共公益地区である旧四小跡地の利用に向けた検討を進めることとし、これに当たり現状の利用状況や多摩川住宅の建て替えによる地域の人口増加の影響等による課題を整理するため、狛江市旧狛江第四小学校跡地利用庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 旧四小跡地利用に向けた課題等の整理に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

3 組織

委員会は、次に掲げる部長及び課長をもって構成する。

部	課
企画財政部	政策室 未来戦略室
総務部	安心安全課 施設課
福祉保健部	福祉政策課
子ども家庭部	児童育成課
環境部	下水道課
都市建設部	まちづくり推進課
教育部	学校教育課 社会教育課

4 庶務

委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。